

滋賀県環境審議会環境企画部会
環境アセスメント制度見直し小委員会（第 1 回） 議事概要

- 1 開催日時 令和 7 年（2025 年）3 月 18 日（火）13 時 15 分～15 時 15 分
- 2 開催場所 危機管理センター災害対策室 3、4
- 3 出席委員 小山委員、坂下委員（Web）、島田委員（Web）、田中委員長（Web）、
中野委員、樋口委員、前迫委員（Web）、吉田委員 （以上 8 名）
- 4 議 事 （1）環境アセスメント制度の見直しに向けたエリア分けの考え方
について
（2）工場の面積要件についての課題の解決に係る検討について
（3）その他

【配布資料】

- 議事次第・委員名簿
- 資料 1 環境アセスメント制度の見直しに向けたエリア分けの考え方について
- 資料 2 工場の面積要件についての課題の解消に係る検討について
- 参考資料 1 滋賀県環境審議会環境企画部会環境アセスメント制度見直し小委員会
設置要領
- 参考資料 2 滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しに関す
る今後の対応方針（案）について
- 参考資料 3 環境アセスメント制度の概要と施行の状況
- 参考資料 4 パブリックコメント実施結果

5 議事概要

- ・事務局から、環境審議会議事運営要領第 8 条第 3 項の規定により、小委員会の委員長は部会長が指名することとされていること、また、本小委員会は環境審議会環境企画部会の中に設置されたものであり、清水部会長から事前に田中委員を委員長に指名いただいていることを報告した。

（委員長）

今回の環境アセスメントに関する議論は、今の日本の立ち位置をよく表していると思います。日本は 1960 年代、70 年代の高度成長期において、深刻な環境問題を引き起こし、その反省の 1 つとして環境アセスメント制度が導入されました。しかしなが

ら、環境アセスメントは経済成長の足かせになる側面もあり、あまり厳しすぎると経済に負の影響を及ぼします。今の日本は非常に経済的に厳しい状況であり、国力の衰退が広く議論されています。その中で経済環境を整えながら環境保全を両立させていくにはどうしたらいいのかというところが、今回の議論の背景にあります。その意味で、現行の環境アセスメント制度が他と比べて厳しすぎるのであれば、それを緩和することには一定の妥当性がありますが、緩和には一定の考慮が必要で、それをこの場で議論すべきであり本小委員会に課せられた責務と思います。そういったことを踏まえた上で、皆さんから活発な意見や議論をお願いします。

今回は、第1回目の小委員会であり、まず、事務局から本小委員会の設置の趣旨について説明をお願いします。

・事務局から、参考資料1～4を説明した後、委員からの質問等は無かった。

(1) 環境アセスメント制度の見直しに向けたエリア分けの考え方について

・事務局から資料1を説明した後の意見等は以下のとおり。

(委員長)

事務局の説明で分かりにくい点があったので最初に質問します。今回、検討事項が3つあり、事務局は一連の流れで検討事項1から3を説明されましたが、本来、検討事項の1、2、3は独立しています。独立しているが関係もしているということが分かり難いところですが、検討事項の2と3はどう関係しているのかを教えてください。

(事務局)

資料1、P.4の図をご覧ください。検討事項1では、保全エリア（従来通りアセス手続きが求められるエリア）として図の緑色の場所にどういった場所が該当するのかを検討いただきます。また、図の白色のその他の場所で市町が設定する産業エリア（図のピンクの場所）の考え方を検討事項2で整理いただきたいと思います。そして、検討事項3では産業エリア内でどういった手続きの合理化等が可能か検討いただきたいと思います。

(委員長)

今回の議論は規制緩和であり、保全エリアを設定することが目的ではありません。保全エリアという言葉を使うと誤解を生じると事前に申し上げましたがその点が資料に反映されていません。

この資料1、P.4の図で言うと、白地のエリアをどう設定するか、それ以外のエリアをどう守るかの線引きを明確にするのが今回の議論のテーマと考えています。その上で検討事項の2、3においては、緩和して良い場所の線引きをした上で更に産業立

地の観点から更なる緩和をして良い場所を検討していくという２段階構えになっています。

つまり検討事項１が議論の前提であり、その上で、検討事項２、３という追加的な検討事項があるということです。そのような理解でよろしいですか。

(事務局)

その通りです。ありがとうございます。

(委員長)

それでは、今の話も踏まえ、この検討事項の１、２、３のどの部分からでも良いので、委員の皆さまから、御意見や御質問をお願いします。

(委員長)

皆さん、お考えいただいている間に、私から意見させていただきます。滋賀県のアセス制度が厳しい理由を先ほど参考資料３で説明いただきましたが、主に水質保全や水源涵養といった水に関する理由でした。本県は琵琶湖を抱えており多くの河川が琵琶湖に流入しているという水に恵まれている反面、開発が水環境に与える影響が大きいということだと思います。

今回、検討事項１の保全エリアに水に関する区域が少ないという点を懸念しています。具体的には河川からの一定の距離を産業立地規制の基準として設けることが近年の先進国の一般的な考え方です。EUではこれをセットバック規制と呼んでおり、主要河川から一定の距離（100～300m、距離は状況によって異なる）で立地規制を行っています。先ほど、事務局は河畔林が保全エリアに含まれると説明しましたが、河畔林の無い河川近傍の地域は保全エリアに入らないということです。それは近年のセットバック規制と逆行しています。ついては、河川からの一定の距離は、水に恵まれる本県として保全エリアに入れられるべき場所と思います。

もう１点は、先ほど事務局から、「災害に関しては土砂災害だけでなく洪水も想定される」との指摘が庁内関係課からあったと説明がありました。今回の規制緩和は開発が環境に与える影響という観点ですので、洪水のように環境が産業に与える影響は議論に含めるべきではありません。EUの洪水指令では、洪水リスクが高いことを理由に産業開発を規制している例はなく、洪水リスクが高い所では例えば避難計画を他より厳しめにする、敷地内での緑化など透水性の確保を進めるといったことをしています。土砂災害と洪水はかなり異なる災害ですので、画一的に規制対象とするのは良くないです。

(委員)

琵琶湖に流入する河川のほとんどには河畔林が成立しており、そこは保全エリアになるとのことでしたが、琵琶湖流入河川の中にはヨシ帯のような草地環境しかない河

川敷もあります。そういった場所も保全エリアにすべきではないでしょうか。

今回の議論は保全エリア以外で手続きの合理化を検討するものと認識しており、ヨシ帯のような草地環境しかない河畔も生物多様性を保全する上で重要としましたので、お教えください。

(事務局)

資料 1、P.5 の表の下に記載しているとおり、今後、河川区域と河川保全区域（主要河川から一定の距離）を保全エリアに追加していくことを考えていますが、まだ、P.9 以降の GIS の図には反映できていません。

(委員)

森林地域に含まれる河畔林以外の河川沿いの場所についても、今後、保全エリアに追加され、それ以外の場所で手続きの合理化が検討されるということですか。

(事務局)

その通りです。

(委員)

保全エリアに追加すべきエリアを提案してもよろしいのでしょうか。

(事務局)

もちろん結構です。ぜひ提案していただければと思います。

(委員)

次の議題の話になりますが、工場の面積要件の 10ha を自然公園は 10ha のままとし森林地域を 15ha に緩和、それ以外の場所を 20ha に緩和することを次の議題で提案されると思います。資料 1、検討事項 1 の保全エリアの森林地域と資料 2 で緩和される森林地域は別物ですか。

(事務局)

同じです。その詳しい説明は資料 2 でいたします。

(委員)

保全エリアは手をつけないのではなかったのでしょうか。保全エリア以外の部分の議論が検討事項の 2、3 ではないのでしょうか。森林地域が 15ha に緩和される対象に入っているということは、検討事項 1 の保全エリアは開発される可能性もあるということですか。もしそうであれば、先ほど、保全地域に水に関する視点が抜けているという指摘もありましたが、資料 1、P5 に記載されているような「防災」と「生物多様性」の観点からのみ保全エリアを議論するのはおかしいです。第 1 次答申をまとめたときもそういった意見は出ておらず、琵琶湖に繋がる森林や水、滋賀県には琵琶湖や森林に関わる条例や計画も沢山ありますが、そういったものは考慮せず、「防災」と「生物多様性」の観点からのみ検討したというのは検討が足りないと思います。庁内の関係課にも意見を聞いたと説明されましたが、そうであれば「防災」と

「生物多様性」だけでなく他の環境要素も入れるべきではないでしょうか。琵琶湖保全再生の計画にも水だけではなく里山や林業の関係も記載されていますので、保全エリアの中には「防災」と「生物多様性」以外の要素も入れて欲しいと思います。

なお、「防災」は、森林の水源涵養など多面的機能の1つですので、森林など関係する部局すべてにしっかり意見を聞いたのか否かを教えてください。

(事務局)

アセス手続は規制ではありませんので、手続きを実施し、環境影響の低減を行えば、森林地域や自然公園でも開発は出来ます。資料1、P.4にも記載している通り、保全エリアは「従来通りのアセス手続きが必要なエリア」として検討していただければと思います。

また、1次答申では、「防災」と「生物多様性」というキーワードが出されましたが、当然、その観点だけから設定した訳では無く、関係する部局の意見を聞いた上で、水、里山、林業、またそれらのつながりなどの視点も踏まえ、森林地域等を保全エリアとしています。森林地域の全てが保全エリアであるのは、「防災」と「生物多様性」だけでなく、琵琶湖や林業などあらゆる環境保全にとって重要との考え方からです。加えて、先ほど、河川から一定距離を保全エリアにすべきという意見がありましたが、河川から一定距離というのも、生物や里山の保全という観点から重要としましたので、そういった視点で、追加すべきエリアを追加で検討していければと思います。この小委員会、今日が1回目でまだまだ議論する時間はありますので、そういった視点で意見をいただけますと幸いです。

(委員)

分かりました。ただ、この資料1、P.4の図では誤解を招きます。検討事項3だと「保全エリアを避ける」と表記されており、先の環境審議会でもゾーニングを考えようというイメージしていたのは、森林や環境保全の観点からのゾーンと本県の産業にプラスの効果があるゾーンを重ね合わせて議論をするイメージで、この資料1、P.4の図のような塗分けではなかったと思います。この図だと、だんだん絞っていったアセスを行う場所を見つけようとする印象を受けますので、次回はもう少し誤解の無い図を出してください。

森林から琵琶湖まで河川を通じてのつながりが、マザーレイクの中にはありますので、資料にもそういった文言を盛り込んで欲しいと思います。

(委員長)

私もそう思います。この絵について言うと、保全エリアは現行の規制維持エリアであり、保全エリアではない良い名前を考えてください。また、この絵に琵琶湖の青い部分があるともう少し分かりやすいと思います。

(委員)

私も再確認したいのは、手続きが緩和されるのは、このピンクのエリアだけですか。白い所は変わらないのですよね。

(事務局)

資料1の手続きの緩和の話で言うと、白い所は変わりません。白い所が変わるのは資料2の話です。

(委員)

ピンクのエリアが工業専用地域で手続きが合理化され、白い所と緑の所で手続きをする場合は従来の手続きと変わらないということで、ピンクにならない場所が緑の保全エリアということですよ。白い所はピンクになる可能性がある場所ということですよ。

それが分かり難く、改善する1つの方法としては、やはり「保全エリア」という文言を変える必要があると思います。この理解であっていますか。

(事務局)

ご理解のとおりです。図が紛らわしくてすみませんでした。次回の小委員会までに改善いたします。

(委員)

資料1、P.4の図で言いますと、検討事項3の「保全エリアを避ける」という表現は、確かに避けて欲しいという気持ちは分かりますが、アセス手続きをした上で開発される余地は残っていますので、「避ける」というよりは、出来ればこちらで開発をしてくださいという「誘導する」といったイメージなのかと思います。

(委員長)

白いエリアは緩和が可能なエリアということで、この白いエリアが様々な環境要素を考慮して今回GISマッピングの中で明確化される。この白いエリアのうちの一部がピンクになるということですので、やはり、今、委員が仰ったとおり、絵というのは説明が無くても理解が出来るものを作らないといけませんので、事務局で再度ご検討ください。

(委員)

手続きの合理化によって住民への説明の機会が減ることが心配な事項ですが、この点はいかがですか。

(事務局)

資料1、P23でお示ししていますとおり、今回、手続きの一部である、配慮書と方法書を省略することになり、確かにその部分の合意形成の機会がアセス手続き上は失われますが、工業専用地域での手続きに限られています。工業専用地域は設定する時に都市計画法の中で住民との合意形成が既になされており、機会が完全になく

なるわけではなく問題ないかと考えています。また、工業専用地域であっても、環境保全対策について検討いただく準備書の段階は省略不可としていますので、地元のニーズに応じた対策が講じられるのではないかと考えています。

(委員)

最初に委員長の仰った EU の河川と日本の河川では地形や幅など特徴が異なり、河川に対する考え方も異なると思いますが、委員長が仰った中に本制度に反映できるものはありますか。白いエリアが大きく変わる可能性がありますので、現時点での対応方針をお聞きしたいです。EU の河川は緩やかなので、EU では河川から 100m の距離であるので日本では 50m になるとかそういったことです。河川には伏流している箇所もあり、そういった場所も考えると設定は少し難しいようにも思いますが、対応の余地はありますか。

(委員長)

今の指摘は非常に重要で、地表面を流れる水だけではなく伏流水を考慮すべきなのは EU ではなくより急峻な地形を有する日本だと思います。

(事務局)

資料 1、P5 で浸水想定エリアが入っているのは、比較的浸水リスクの高い場所では、配慮書の立地選定など早い段階からかさ上げ等の対策を検討いただきたいという意図で入れているものです。

(委員)

つまり、日本では、浸水リスクの高い場所で開発を行う場合は、開発の主体が対策を検討する必要があるということですね。EU の発想とは逆ということですね。

(委員長)

今回の議論は開発による環境影響の因果関係の議論ですので、災害を含めて環境の変化が事業に与える影響というのはアセス制度とは切り離して考えるべきだと思います。

(事務局)

承知しました。

(委員)

企業としてもその地域で事業をしている以上、環境を破壊するようなことはあってはならないと考えています。企業がそこで事業をするのは人々の生活を豊かにすることが 1 つの目的です。ですので、操業をする中で周辺環境に負荷を与えるのは本末転倒であり、事業実施と環境との共生は企業の使命です。

今回のエリアを分けて規制を緩和していくという考え方については、事務局の説明にあったように、自然環境として、また、1 次産業として守っていくエリアと、生活

や事業を行うエリアを区分した上で必要となる手続きに差をつけていくことは一定望ましいことと思います。企業としては、物流や公共交通機関に近い場所が産業エリアに近い場所であって欲しいと思います。今回、森林や自然公園、鳥獣保護区域をベースに保全エリアを設定してはどうかという検討事項1の案は、主要道路や公共交通を除いた場所になっており、それ以外の場所が産業エリアになる可能性がある場所ということですので、実態にも則していると思います。

また、その中でも守らなければならない河川や生物のつながりについては、これまで通り、環境アセスメントの手続きを通じて、開発に伴う影響をきちんと把握した上で事業を行う必要があると思います。一方で、企業は環境に負荷を与えるのが目的ではありませんし、水の大切性も理解しています。従って、工場排水が河川に流れ込まないような対策も二重、三重に講じていますので、そういった対策をすれば開発して良いとする条件出しや、エリアを分けて厳しくするところは厳しくする、緩和すべきところは開発が進みやすいように緩和するといったことがエリア分けの目的だと思いますので、資料1の内容については良いことと思いますし、企業もそれに着いていかないと事業をする資格がないのではないかと思いますので、エリア分けというのは大事なことと思います。

(委員長)

本小委員会、やや学術に寄った所がありますので、只今のような実際に事業を行っている立場からの意見は重要です。細かい事でも結構ですので、気付いたことは御発言をお願いします。

(委員)

資料1、P.23では、配慮書、方法書を原則省略とありますが、いきなり準備書から審査を始めることとなります。方法書は準備書の評価項目を選定する手続きですので、無くしてしまうと、事業者が個別に専門家ヒアリングを経て現地調査に入ることになりますので、準備書時点の審査で調査の不足について指摘される可能性もあり、手戻りが発生してしまうことでかえって手続き期間が長くなってしまう可能性もあるのではないのでしょうか。

とはいえ、方法書を作るのは大変な作業なので、方法書に変わる方法概要書のような審査の機会は残し、安心して準備書手続きにとりかかれる、時間のかからないワンクッションが制度としてあった方が良いのではないかと思います。

(事務局)

委員にはアセスの審査もしていただいております、御指摘のとおりと思いました。一方で、審査いただく際にはいきなり完成した準備書を審査いただいておりますが、事務局は事業者と何カ月も前から内容の調整、特に、審査会で指摘される可能性がある内容の修正を行っています。そういった運用ですので、いきなり準備書が出され、内容が審

査会の意向にそぐわないケースというのは基本的に無いと思います。

調査を行う前から、調査項目や予測評価の手法に関しては当然に事業者から相談があると思いますので、その際に対応できる部分もかなりあります。

何か仕組みが無いと手戻りが不安という意見も分かりますので、御意見を踏まえ、検討いたします。

(委員)

今の委員の意見は分かりますが、手続きの期間をなるべく短くして、なるべく早く事業に取り掛かれるようにしないといけません。そうしないと滋賀で仕事なくなり、若い人が根付かなくなります。若い人が根付かないと環境保全は出来ませんので、なるべく手続き期間を短くすることが重要ですが、委員の意見を踏まえると現地調査が実施される1年間の期間の中で、3ヶ月～半年程度が過ぎた段階で、審査会で審議する機会を設けるなど、現地調査の期間の中に審査の機会を設ける方が良いのではないかと思います。

(委員長)

若い人が根付かないと環境保全は出来ないという考え方は攻めの環境保全であり、今回の議論には必要なことと思います。

(委員)

過疎になればなるほど、企業が来なくなりお金が落ちないから、人がいなくなり環境保全をするお金も人もない状況になります。企業にはどんどん来ていただく必要がありますが、環境の保全も重要という環境と産業のバランスが重要と思います。

(事務局)

手続きがなるべく早く進み、なおかつ手戻りも発生しない制度設計ということですが、準備書は1年近くの手続き期間を要しますので、その際に並行して追加調査を行い評価書で修正することもできますので、そういったことも含めて検討したいと思います。

(委員長)

この議論が制度化される際には、今、委員が仰ったようなことを制度のPRに使用していただきたいと思います。

(委員)

今の委員の話に関連して申し上げますと、更地の所に工場を新規立地させる場合であっても近年は建築だけで2年程度の期間を要します。設計から社内の合意形成まで考えると、プロジェクトの発足から工場稼働に至るまで3年近くかかります。その事前手続きである環境アセスメントにおいて今の所要期間から1年程度短くなると大変ありがたいと思いますし、企業側の意思決定プロセスもオーバーラップさせることで

立地決定から事業開始に至るまで3～4年で完了させることも出来ると思います。稼働まで5年近くもかかると世界情勢が変化していますので、攻めの環境保全の観点からスピードアップの仕組みづくりをお願いしたいと思います。ただ、環境保全も極めて重要なことでありしっかり対応したいと思いますので、バランスを保ちながら期間を短縮できる結論が出ればと思います。

(委員長)

今、1年程度短くという具体的な数値も提案されましたので、事務局はそれも含めて検討をお願いします。

(委員)

私ども約400社の会員企業を抱えており、そのうち約300社が製造業です。製造業の皆さんの意見は、やはり手続きの期間を早くして欲しいということです。企業の環境担当の責任者は全国転勤をされている中で、やはり滋賀県は環境に関して厳しいという意見をお聞きしています。

緩和してしまうと過去の公害の時代に戻ってしまうような印象を持ちますが、その時代から考えると水環境は随分よくなり、また、保全エリアの中には河川もあり、河川近傍には既に工場が稼働し、河川の砂利を使用するセメント関連製品工場も存在していますが、近年ではそれらの工場に、汚水は流さないという考えは徹底されていると思います。また、毎年、社員総出で水質事故防止訓練に取り組むなど、企業の環境意識も着実に向上しています。河川の近くに立地するのが事業実施上のメリットとなる企業もありますので、そういったことも考えて緩和やエリア分けをお願いします。

そしてもう1つは、森林を守ることの必要性です。森林は栄養塩の供給源にもなります。工場を誘致するには道路が必要となり、滋賀県は山に囲まれていることから必ず新名神や湖西道路の整備など森林を伐採することになります。企業が来やすい環境を作っていくことが重要と思います。

(事務局)

何点かご指摘があったと思っており、まず環境保全に熱心な企業にメリットのある制度とありますが、制度見直しの中で緩和等のインセンティブを与えるのは困難ですので、別途、他の施策で検討したいと思います。また、森林保全をしながらしっかりインフラも整備することに関しては、アセス制度の運用を通じ、森林地域での事業の場合はしっかりと環境影響の低減を図った上で事業を実施いただけるようにしていきたいと考えています。

(2) 工場の面積要件についての課題の解決に係る検討について

・事務局から資料2を説明した後の意見等は以下のとおり。

(委員)

資料2、P.5の工場の面積要件の見直し(案)の部分について質問です。資料1、P.4の図では森林を含む緑の部分は手続きの合理化や面積要件の緩和を行わないという話でしたが、資料2、P.5では森林地域で計画される工場建設は10haから15haに面積要件を緩和するとなっているのはなぜですか。私は森林地域の面積要件は緩和しないと理解していました。

(事務局)

資料1の説明は産業エリア内の話です。資料2は産業エリアや保全エリアも含めた県全域の話です。資料2は工場のみ工業団地などの他の面的開発事業と比べて面積要件が厳しいので、面積要件の整合性を図る必要があるのではないかという提案です。

この整合性をまず図った上で、資料1のエリア分けや手続きの簡略化を検討するという流れです。

(委員)

資料2、P.5の棒グラフで言うとうどうなりますか。

(事務局)

左下の工場の棒グラフで言うと、一番右の「それ以外」となっている部分の中で工業専用地域が設定されれば、手続きは準備書からになります。その左の森林地域では、手続きは配慮書から必要ですが、面積要件は右の工業団地の棒グラフなど、他の面的開発事業と合わせる形で要件が緩和されます。

(委員)

森林地域の面積要件が5ha緩和されるという話は、資料1、P.4の図で言うと白の部分ですか。

(事務局)

緑の部分です。

(委員)

緑の部分の緩和は一切認めず、保全するエリアと理解していましたが、違いますか。

(事務局)

資料1、P.4の図の緑の部分は、ピンクにならない場所を示しています。白い所の中からピンクの中を選んでもらえれば、そこでは手続きの簡略化をしますということです。

(委員)

資料2の森林地域というのは、資料1、P.4の図の緑ではない部分ということですね。

(事務局)

緑の部分です。

(委員)

やはりそれが分かりません。

(委員)

アセスの要否について言うと、工場の場合に限り、面積要件は緩和されます。見直し(案)では、森林地域であっても面積が15ha未満であればアセス手続き無しで工場が建てられるようになります。森林であってもアセスの要否だけで言えば緩和です。

資料1で説明があったのは、森林は面積要件が緩和されますが、それ以外の場所では手続きの期間が短くなりますから森林ではなくそれ以外の場所で事業をしてくださいという誘導です。

(委員)

資料1の緑のエリアも手続きを経れば開発出来るということですか。規制地域では無いということですか。

(委員)

これまでから、森林地域で計画されるのが工業団地だった場合は15haでもアセス手続き無しで開発が出来ました。しかしながら工場はアセス手続きが必要であったため、合わせましょうという議論です。

(委員)

工場については面積要件緩和なのですが、工業専用地域の方が手続きが簡単なので工業専用地域で事業をやってくださいと促しているということです。そのことによって森林地域での開発を避けようとしているものです。

(委員)

その説明で分かりました。

(委員長)

委員でも分かり難いということは、パブコメ等で公表された時に間違った理解をされる可能性があるということです。折角、経済の後押し、攻めの環境保全の観点から議論をしているにも関わらず、誤解されてしまえば本末転倒です。

それを避けるためにも、少なくとも私は事前に保全という言葉は使わない方が良いと申し上げましたので、こういった分かり難い資料は、次回までに見直していただき、分かりやすい資料を真剣に考えていただき、対応していただきたいと思います。

(事務局)

すみませんでした。次回は分かりやすい資料作成出来るよう考えます。

(委員)

資料2、P.7で他の都道府県の面積要件との比較を説明いただきました。滋賀県と同じように、森林、自然公園、それ以外という区分で異なる面積要件を設けている都道府県はありますか。例えば、森林が多くありそうな、岐阜、奈良、群馬などの県の、森林、自然公園、それ以外の地域のそれぞれの面積要件が滋賀県よりも厳しいか否かを知りたいと思います。

(事務局)

次回までにその整理をして資料としてお出しします。なお、今、お聞きいただいた岐阜県であれば、工場の面積規模要件は施工区域の面積で20ha、標高1500m以上の場所で計画される場合は面積5haからとされています。

(委員)

森林、自然公園、それ以外の地域、それぞれについて、全都道府県の面積要件を比較した表を次回の小委員会で資料として提出してください。

また、今後、資料の内容を改善いただくとのことですが、その際、資料1と2の話は1つにまとめて、まずは資料2のP.5の面積要件の整合を図る話をした上で手続きの合理化を図る場所の話をすべきだと思います。工場の面積規模要件はもともと工業団地の面積要件も厳しかったので、整合を図れて良かったという話とはいえ、こういった議論をするに当たっては、森林の持つ多面的機能に再度注目が集まりますので、よりよいアセスメント手続きにするためにどうすべきかを考える必要があると思います。

(委員長)

私もそういった話の流れの方が分かりやすいと思いますので、資料の見せ方についても次回までに御検討ください。

(事務局)

承知しました。次回は改善します。

(委員)

工場は面積要件以外にも、排水量と燃料使用量（重油換算）の要件があると思います。この2要件に関しては今回、変更しないとの説明でしたが、定めた時から期間も経っていると思います。一般的に、工場については燃料転換や省エネが進み、燃料使用量（重油換算）は減っていると思いますので、この要件は厳しくしても良いのではないかと思います。また、厳しくするのが難しい場合は、一定の条件を付して、その条件の達成が約束されている場合には、この要件は問わないとするといったようなことは出来ないでしょうか。そういった新たな考え方があっても良いと思いました。

(事務局)

御意見ありがとうございます。CO₂ネットゼロを目指す観点からは、燃料使用量

（重油換算）は 2050 年にはゼロになる必要がありますので、そういった視点でも何
が出来るか検討してまいります。

（３）その他

- ・事務局および委員からの連絡事項は特になし。

【以上】